

定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和七年十二月二十三日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第十九号

定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部を改正する規則

定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則（平成十四年仙台市人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>一　[略]</p> <p>二　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（附則第二項において「育児短時間勤務職員等」という。）　条例第七条の三第一項又は仙台市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年仙台市条例第一号）第八条の規定により読み替えられた同条例<u>第六条第一項</u></p> <p>三　[略]</p>	<p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>一　[略]</p> <p>二　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務又は同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（附則第二項において「育児短時間勤務職員等」という。）　条例第七条の三第一項又は仙台市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十六年仙台市条例第一号）第八条の規定により読み替えられた同条例<u>第六条第二項及び第三項</u></p> <p>三　[略]</p>

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（人事委員会事務局審査給与課）